

# 河内町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	9,906	3,899,327	326,280	989,340	25.37	24.53

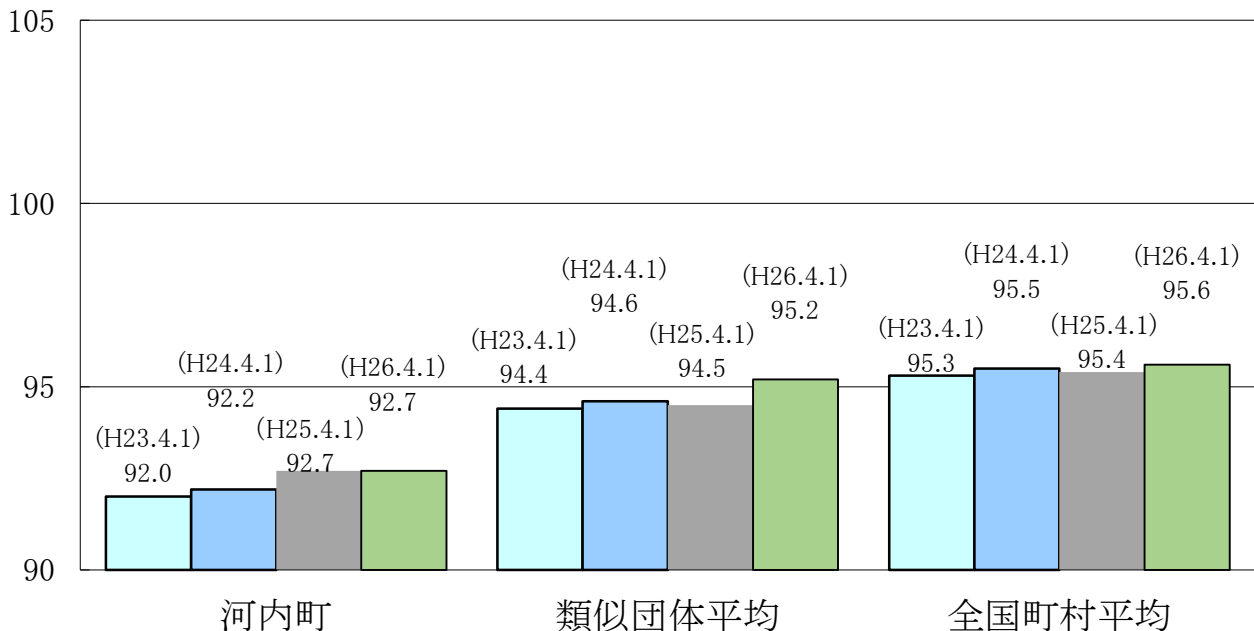
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
	人	千円	千円	千円	千円
25年度	110	419,559	41,280	146,346	607,185

一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,520	5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

河内町では支給していません

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河内町	43.4 歳	315,900 円	346,561 円	333,735 円
茨城県	42.9 歳	338,301 円	417,093 円	372,334 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考	
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対 応 する 民 間 の 類 似 職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	49.0 歳	7 人	279,500 円	296,000 円	285,286 円	—	—	—	—
うち用務員	46.8 歳	3 人	269,800 円	285,367 円	283,300 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.43
その他の技能労務職	50.7 歳	4 人	286,800 円	304,000 円	286,800 円	—	—	—	—
茨城県	52.0 歳	336 人	343,516 円	390,167 円	366,343 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	4,489,404 円	2,747,000 円	1.63
その他の技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～25年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分		河 内 町	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	133,100 円	137,200 円	—
	中 学 卒	121,600 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

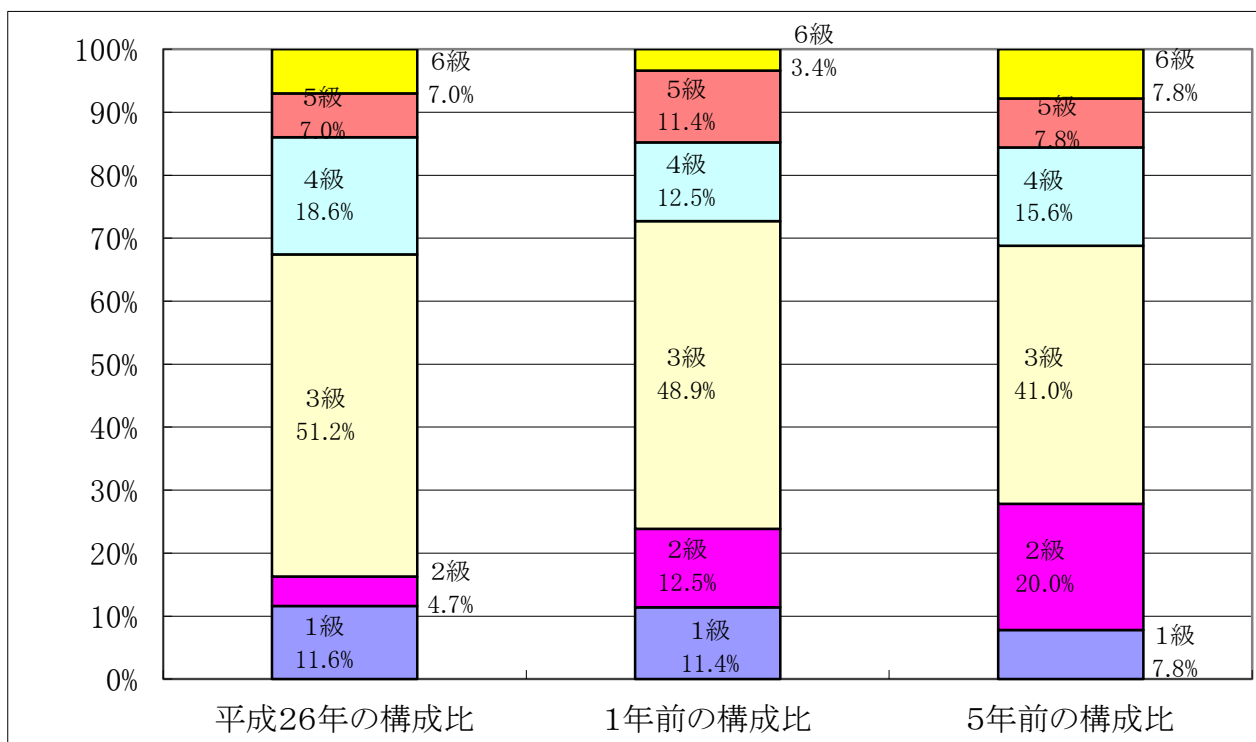
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,700 円	該当者なし	367,900 円	該当者なし
	高校卒	該当者なし	300,400 円	341,100 円	315,400 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	271,700 円	284,500 円	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	10人	11.6%	135,600円	243,700円
2級	主幹	4人	4.7%	185,800円	307,800円
3級	主査・係長	44人	51.2%	222,900円	354,700円
4級	副参事・課長補佐・次長	16人	18.6%	261,900円	388,300円
5級	参事・課長・局長・室長	6人	7.0%	289,200円	400,600円
6級	課長・局長	6人	7.0%	320,600円	422,600円

- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 21 年度より人事評価制度を導入しました。  
しかし、昇給の判定基準を構築中のため、昇給への反映は行っていません。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,317 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,662 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務成績に応じて勤勉手当を支給しています。

### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

河内町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 14,186 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（26年4月1日現在）

河内町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		10千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		5,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		1.5%	
手当の種類 (手当数)		11 (現在の実際の支給は1)	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務を主たる職務とする職員	0千円	給料月額の100分の15
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	0千円	1日につき 500円
保健業務職員の特殊勤務手当	国民健康保険の保健施設地区活動に係る業務を行う職員	0千円	従事した1ヶ月につき2,000円
保育士の特殊勤務手当	町立保育所に勤務する保育士	0千円	1ヶ月2,000円
自動車運転業務及び船舶操縦業務に従事する職員の特殊勤務手当	自動車運転業務(専任)及び船舶操縦業務(専任)に従事したとき	0千円	従事した1ヶ月につき4,000円を超えない範囲
行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人及び水死人等の死体処理に従事したとき	10千円	1回につき5,000円
犬、猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬、猫等の死体処理に従事したとき	0千円	従事した1回につき1,000円
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	0千円	従事した1日につき300円
ボイラー操作作業に従事する職員の特殊勤務手当	ボイラー操作作業に従事する職員	0千円	従事した1ヶ月 5,000円
給食婦の特殊勤務手当	給食業務に従事する給食婦	0千円	月1,500円
出納業務職員の特殊勤務手当	出納業務に従事する職員	0千円	月1,500円

※ 企業職を除く全職種

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	8,484 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	242 千円
支給実績（24年度決算）	7,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	239 千円

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円（配偶者がいない場合 1人目11,000円） ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同じ		10,944 千円	228,000 円
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ		3,084 千円	308,400 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円	同じ		3,996 千円	54,000 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同じ		4,378 千円	364,800 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	612,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 826,500 円/410,000 円
	副 町 長	532,000 円 ( ) 円	630,000 円/508,000 円
報 酬	議 長	300,000 円 ( ) 円	330,000 円/200,000 円
	副 議 長	270,000 円 ( ) 円	284,000 円/164,000 円
	議 員	260,000 円 ( ) 円	270,000 円/145,100 円
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合) 6月期 1.40月分	
	副 町 長	12月期 1.55月分 合計 2.95月分	
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合) 6月期 1.40月分	
	副 議 長 議 員	12月期 1.55月分 合計 2.95月分	
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 町 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	(支給時期) 任期ごと
		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数	対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般	2	2	0		
	議 会	31	29	-2		実務研修・事務分担の見直しによる減
	総 務	10	9	-1		事務分担の見直しによる減
	税 務					
	政 務					
	部 門	農 林 水 産	8	6	-2	
	商 工	2	2	0		
	土 木	7	6	-1		事務分担の見直しによる減
	民 生	34	33	-1		年長児クラス1クラス減
	衛 生	7	7	0		
	計	101	94	-7		<参考> 人口1万人当たり職員数 94.89 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 99.12 人)
	教育部門	18	17	-1		事務分担の見直しによる減
	小 計	119	111	-8		<参考> 人口1万人当たり職員数 111.04 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.72 人)
公 営 企 業 部 等 門	水 道	4	4	0		
	下 水 道	2	3	1		生活排水プラン見直しによる増
	そ の 他	13	14	1		介護保険認定関係の業務増
	小 計	19	21	2		
合 計		138 [180]	132 [180]	0 [0]		<参考> 人口1万人当たり職員数 133.25 人

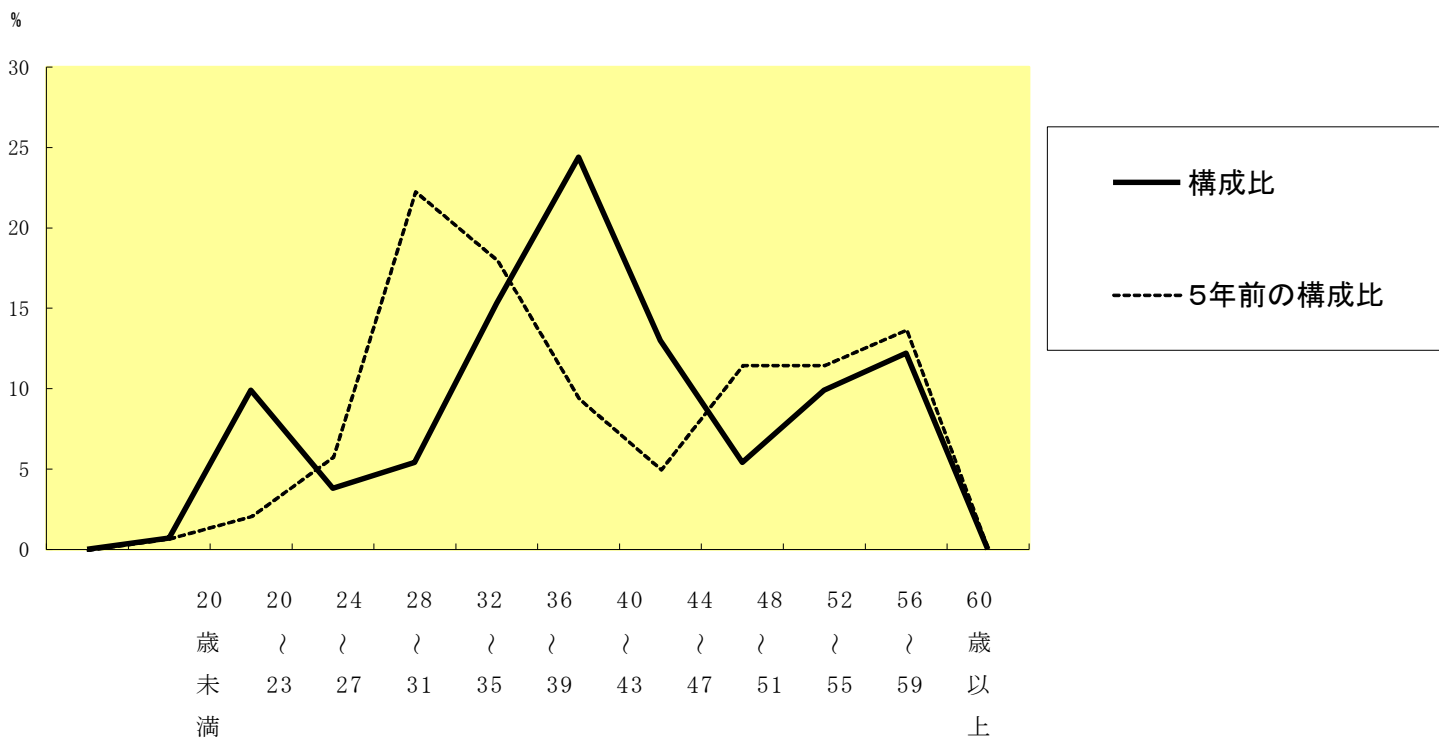
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 教育長含む数です。



(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	1人	13人	5人	7人	20人	32人	17人	7人	13人	16人	0人	131人

※ 全職員（教育長抜かし）

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	101	101	99	101	101	94	△7(△6.9%)
教育	20	20	20	19	18	17	△3(△15.0%)
普通会計計	121	121	119	120	119	111	△10(△8.3%)
公営企業等会計計	19	18	20	18	19	21	2(10.5%)
総合計	140	139	139	138	138	132	△8(△5.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
25年度	千円 228,181	千円 27,049	千円 31,212	% 13.7	% 9.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 3	千円 15,574	千円 1,344	千円 6,179	千円 23,097	千円 7,699	千円 5,520

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	48.2 歳	348,300 円	371,550円
河内町一般行政	43.4 歳	315,900 円	346,561円

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

河 内 町 水 道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,545 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,317 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

河内町水道				河内町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62月分	27.025月分		勤続20年	21.62月分	27.025月分	
勤続25年	30.82月分	36.57月分		勤続25年	30.82月分	36.57月分	
勤続35年	43.70月分	52.44月分		勤続35年	43.70月分	52.44月分	
最高限度額	52.44月分	52.44月分		最高限度額	52.44月分	52.44月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
1人当たり平均支給額 — 千円				1人当たり平均支給額 14,186 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	千円	従事した1日につき 300円

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	28千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	9千円
支給実績（24年度決算）	0千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	0千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同		822 千円	274,000 円
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円	同		115 千円	38,400 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同		379千円	379,120円